

令和5年3月吉日

お客様各位

宮崎県南部信用組合

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について

平素より宮崎県南部信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

近年、振り込め詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺による被害が増加しております。当組合では、特殊詐欺による被害防止の観点から、以下のとおりキャッシュカードによるATMでの振込機能を一部制限させていただきます。

なお、キャッシュカードによるお預入れやお引出しは、引き続きご利用いただけます。

対象となるお客さまには大変ご不便をお掛け致しますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま（①と②の両方に該当するお客さまの口座）

① 65歳以上のお客さま

② ATMでキャッシュカードによるお振込みを、2年以上ご利用されていない口座

※3月末を基準に年1回設定いたします。

2. 利用制限の内容

ATMでのキャッシュカードによる振込金額が「1日10万円以下」に制限されます。

（ATMでの1日の振込限度額を「10万円」とさせていただきます。）

3. 変更時期

令和5年4月20日（木）より

4. 上記のお客さまが、ATMで10万円超のキャッシュカード振込を希望される場合

平日の営業時間内に当組合の窓口にお申し出ください。

なお、お申し出の際には、お届け印、本人確認書類、キャッシュカードをご持参くださいますようお願い申し上げます。ご持参いただく本人確認書類でご本人さまを確認のうえ、キャッシュカードによるお振込みの限度額を変更させていただきます。

本件に関してご不明な点がございましたら、当組合窓口へお問い合わせください。



宮崎県南部信用組合

本店 TEL 0987-24-0205